解散公告

当社は、平成二十三年十一月三十日開催の株主総会の決議により同日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月二十七日

北九州市若松区本町一丁目五番六号

旭海運株式会社

代表清算人　大畑　雅則

解散公告

当社は、平成二十三年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月二十七日

大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇二七四番地

有限会社大石仏壇店

清算人　大石　健治

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十三年十二月九日北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月二十七日

北海道釧路郡釧路町別保一丁目一番地

釧路町土地開発公社

清算人　佐藤　広高

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年九月二十五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月二十七日

愛知県西尾市米津町天笠桂六五

特定非営利活動法人スキンダイビング協会

代表清算人　白井　芳弘

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年三月二十六日開催の責任役員会議の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月二十七日

香川県丸亀市今津町四〇八番地　長福寺

清算人　丁野長之助

解散公告（第二回）

当宗教法人は、平成二十三年八月九日開催の総代会の決議により解散したので、当宗教法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月二十七日

愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字中切四七七番地

御嶽教柏森照王教会

清算人　小川　良子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十一月十七日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月二十七日

宮城県仙台市泉区泉が丘五丁目二九番一七号

特定非営利活動法人東北シニアライフアドバイザー協会

清算人　三橋　芳子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十一月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月二十七日

島根県出雲市大社町杵築東三〇七番地

財団法人出雲阿國座振興財団

代表清算人　曽田　利広

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十二月十五日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月二十七日

高知県高知市本町四丁目一番三五号

財団法人高知県苗木需給安定基金協会

清算人　戸田　文友

配当公告

名古屋市熱田区一番二丁目五一番四号

破産者　森　喜代仁

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十三年（フ）第一五五一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二〇六、七四七、〇三五円

一、配当をすることのできる金額

金二八、八二二、八一一円

平成二十三年十二月二十七日

名古屋市中区丸の内二丁目一〇番一九号市川ビル二階　破産管財人　森　美穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県西村山郡朝日町大字宮宿八〇八番地、最後の住所山形県西村山郡朝日町大字四ノ沢八七〇番地　被相続人　亡　海野　くら

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十七日

山形市城北町一―三―一七　五十嵐法律事務所

相続財産管理人　弁護士　青柳　紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県邑楽郡邑楽町大字中野三〇〇四番地、最後の住所群馬県館林市成島町六二〇番地の三　被相続人　亡　関口　健一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十七日

群馬県館林市本町一丁目一番五四号

相続財産管理人　新藤　正敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県熊谷市妻沼二六四一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　古澤　利和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十七日

事務所埼玉県熊谷市宮町二丁目一二二番地第一宮町ビル一〇階　こばと法律事務所

相続財産管理人　弁護士　生井澤　葵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県狭山市狭山台一丁目三一番地、最後の住所千葉県市原市ちはら台西四丁目一〇番地Q棟七〇一号　被相続人　亡　出口　行雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十七日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号

マニュライフプレイス千葉六階Ｂ室　日名子・東法律事務所

相続財産管理人　弁護士　日名子　暁

第33期決算公告　2011年12月27日

名古屋市中村区名駅五丁目25番1号

株式会社イオンタウンディベロップメント中部

代表取締役　西村　喜義

貸借対照表の要旨（2011年2月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	710,469
	固定資産	2,164,871
	合計	2,875,341
負債及び純資産の部	流動負債	906,119
	固定負債	862,422
	資本金	1,106,800
	資本剰余金	50,000
	利益準備金	1,056,800
	その他利益剰余金	12,500
	（うち当期純利益）	1,044,300
	合計	(221,675)
		2,875,341